

○化学物質管理指針（国指針）と宮城県化学物質適正管理指針（県指針）の比較

国指針

○対象物質

- ・第一種指定化学物質
- ・第二種指定化学物質

○対象事業者

- ・指定化学物質等取扱事業者

第一 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項

1 化学物質の管理の体系化

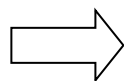
- ・化学物質管理の方針の策定、管理計画の策定、管理計画の実施、管理の状況の評価及び方針等の見直し、その他配慮すべき事項

2 情報の収集、整理等

- ・指定化学物質等の取扱量等の把握、指定化学物質等及び管理技術等に関する情報の収集

3 管理対策の実施

- ・設備点検等の実施、指定化学物質を含有する廃棄物の管理、設備の改善等による排出の抑制、主たる工程に



第二 指定化学物質等の製造の過程における回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項

1 化学物質の管理の体系化、情報の収集、整理等

2 化学物質の使用の合理化対策

- ・工程の見直し等による使用の合理化、主たる工程に応じた対策の実施

県指針

○対象物質

- ・第一種指定化学物質（以下「第一種化学物質」という。）

○対象事業者

- ・宮城県内に工場・事業場を有する第一種指定化学物質等取扱事業者

<化学物質の適正管理>

1 化学物質の管理の体系化

- ・基本方針の策定、管理計画の策定、管理計画の実施、管理状況の評価及び基本方針等の見直し、その他配慮すべき事項

2 情報の収集、整理等

- ・第一種化学物質等の取扱状況の把握、取扱工程における排出の可能性の把握、**新規取扱第一種化学物質等の事前評価**

3 管理対策の実施

- ・設備の改善、設備点検の実施、第一種化学物質を含む廃棄物の管理、**排出状況の監視**

4 化学物質の使用の合理化に関する取組み

- ・環境への排出量の削減、有害性の少ない代替物質への転換

5 **事故時の措置**

- ・**事故の未然防止対策、事故発生時の緊急連絡体制の整備、事故発生時の措置、事故の検証**

6 管理組織体制の整備

- ・管理組織の設置、業務内容、教育・訓練、関連企業に対する支援

第三 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに
第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解
の増進に関する事項
・体制の整備、情報の提供等、国民の理解の増進のため
の人材の育成



第四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用
に関する事項
体制の整備等、情報の活用

<リスクコミュニケーション>

- ・リスクコミュニケーションの位置付け
- ・体制の整備、情報の提供等、県民の理解を促進するための人材の育成

<化学物質管理書の作成>

- ・基本方針、管理計画、事業所内で取り扱う第一種化学物質等、作業要領、事故の未然防止対策等、管理組織、教育・訓練 等

<第二種指定化学物質等に管理に関する事項>

- ・本指針に基づいた適切な管理

※赤字は県指針で独自に盛り込んだ内容である。